

第30回

情報の自由な流通か、はたまたただ乗りか？

はじめまして

このコーナー初登場の私です。つい、この間までは日々、争いごとに明け暮れる毎日をご過ごしておりました。今年4月からは心機一転、大阪から東京へ移り住み、主としてソフトウェア会社の新規事業のお手伝いをさせていただいております。トラブルのために多大なる人・物・金が無駄に費やされるのを目にしてきただけに、トラブルを予防するシステム作りを心がけております。

今回は、新聞記事などの利用と著作権について考えていきましょう。

Q.

先日、時事問題などを扱っている個人ホームページを見つけました。その作者によれば、「自分の情報ソースは、確かに、市販されている新聞、雑誌、TV、インターネットなどである。しかし、自分で電話、ファックス、電子メールなどで事実確認をとっており、その情報を自分なりの言葉で書いてあるので、著作権法には触れていない。いずれは、個人レベルでの有料ニュース配信が増えていくだろう」とのことでした。

ところで、著作権法10条2項は、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物（筆者注：小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物）に該当しない」としています。本当に、新聞、雑誌などの時事の報道は、自由に利用しても著作権には触れないのでしょうか？

A.

考え方の筋道

確かに、著作権法10条2項を見ますと、

「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」は「著作物」ではないとしますね。でも、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」とは、いったいどこまでを指すのでしょうか？

著作権が問題になったときの考え方の筋道は、だいたい 著作権が発生しているか、消滅していないか、利用者の行為は侵害に当たるか（または法定の自由に利用できる場合に当たるか）です。本件では、通常、保護期間（50年）は問題になりませんので、とを見ていきましょう。

著作権が発生しているか？

著作権の発生には「登録手続」が不要です。ある作品に著作物性があるならば、その著作者に自動的に著作権が与えられます。したがって、著作権侵害の有無を論じるに当たっては、まず、「著作権の発生の有無」即ち、対象が「著作物」に当たるか否かを考える必要があります。

著作物とは

著作物とは、

「思想または感情を創作的に表現したものの」であって、

「文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」をいいます（著作権法2条1項1号）。

なんだか分かったような分からないような表現ですね。の要件は、主に実用品のデザインとの関係で問題になるにすぎません。そこで、ここでは80%の正確さでOKとして、著作物といえるためには、“その人の「考え」や「気持ち」といった精神的活動を、まったくの物真似ではなく、その人なりの個性で表現したもの”で足りるくら

ネットワーク知的所有権研究会

弁護士 佐藤義幸

Sato Yoshiyuki

<http://www.st.rim.or.jp/~terra/>

いに理解しておきましょう[10]。

個々の新聞記事などは  
著作物か？

結論から言いますと、著作物ではない「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」(著作権法10条2項)は、「人事消息や死亡記事」など事実を簡潔に記述した記事に限られます。したがって、大半の新聞記事は著作物として扱われています(両者の区分は極めて曖昧ですが)。

その理由は、新聞記者は、収集した素材の中から、一定の観点と判断基準に基づいて、記事に盛り込む事項を選択し、構成し、表現します。したがって、直接の文章表現上は客観的報道であっても、選択された素材の内容、量、構成などにより、少なくともその記事の主題について、記者の称賛、好意、批判、断罪、情報価値などに対する評価などの思想、感情が表現されているというのです[10]。

言われてみれば、新聞記事を読んで「記事」に「腹が立つ」ことがありますよね。「腹が立つ」というのは、その記事に潜む「記者の思想または感情」に腹を立てているわけですから、「著作物」と言われても、「まあそんなもんかな」とも思いますね。

#### ここまでのまとめ

新聞記事の大半は、記者の「思想または感情を創作的に表現したもの」として、著作物に当たります。

ちょっと前まで、“署名記事は著作物だけど署名記事以外は著作物ではないから、コピーしていい”という声を聞きました。でも、この基準は、あまりにも無根拠で通用しません。

したがって、新聞記事には原則的に著作権法による保護が与えられていると考えた方が安全ということになります。雑誌記事についても、同様です。

#### 新聞記事などの要約はダメ？

さあ、以上を踏まえて、新聞、雑誌等の時事の報道記事を自由に利用しても著作権には触れないかを検討していきましょう。

まず、参考になる裁判例(東京地裁平成6年2月18日判決)がありますので、裁判所の考え方を見ていきましょう。

#### 【事案】

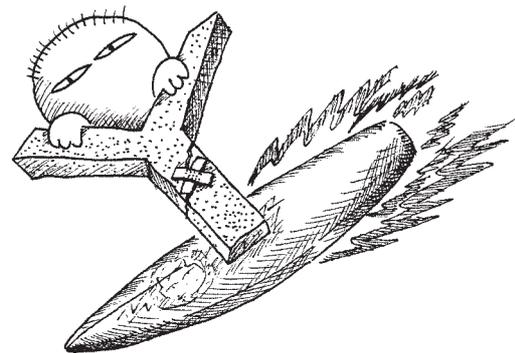
Y社は、X新聞社が発行する新聞に掲載された日本の産業、技術、経済に関する記事を要約のうえ英訳し、コンピュータ通信網、ファクシミリ、印刷物により情報提供サービス(有料)を行っていました。X新聞社は、Y社のこのような行為に対して、著作権侵害を理由に損害賠償を求めました。

#### 【Y社の反論】

Y社は、訴訟で問題となったX新聞社の新聞記事(以下、「X新聞記事」)が「著作物」であることは認めたとうえで、次のように反論しました。

Y社の情報ソースは、X新聞記事だけではない。

Y社は、X新聞記事のうち、創作性のあ



#### 脚注

【10】参考文献：半田正夫「著作権法概説」(1994)一粒社、79ページ以下。

【20】参考文献：東京地裁平成6年2月18日判決(判例時報1486号110頁)。ただし、この判決文は、個々の新聞記事が著作物であるかを論じた判決ではなく、その傍論部分を筆者がアレンジした。なお、この判決が本文で紹介しているX新聞社対Y社の訴訟の判決である。

【30】「翻案」とは、「著作物の内面的表現形式を維持しつつその外面的表現形式を変更すること」(東京地裁昭和57年3月8日判決)とされています。

る部分を捨象して、著作権の及ばない生  
の事実そのものを、Y社自身の言葉で要  
約して翻訳している。

つまり、先ほどの質問にありました「情  
報ソースは、新聞、雑誌、TV、インター  
ネットなどであるが、自分で電話、ファッ  
クス、電子メールなどで事実確認をとって  
おり、その情報を自分なりの言葉で書いて  
あるので、著作権法には触れていない」と  
いう意見に似た反論が行われたわけです。

#### 【前提知識】

著作物をそのままコピーしたら、著作権  
侵害になるということは直感的に分りま  
すよね。これを法的に表現すると「複製  
権」(著作権法21条)侵害といえます。こ  
の複製権以外にも、著作権には、「翻訳  
権」、「翻案権」(著作権法27条)という  
権利があります。「翻案」<sup>10)</sup>には、たとえ  
ば、小説を映画化する場合、コンピュー  
タープログラムのバージョンアップを行う場合  
などがこれに該当します。

では、以上を前提として、裁判所の判断  
を見てみましょう。

#### 【裁判所の判断】

##### (結論)

裁判所は、次の法律解釈を行ったうえで  
X新聞記事と該当するY社の記事の比較検  
討を行い、Y社の記事はX新聞記事の一部  
を省略し、表現が短縮され、叙述の順序が  
変更されているが、X新聞記事の主要な部  
分を含み、X新聞記事が表現している思想、  
感情の主要な部分と同一の思想、感情を  
有している事実認定を行い、Y社の反論  
を認めず、X新聞社を勝たせました<sup>10)</sup>。  
(裁判所の法律解釈)

「翻案」には原著作物(筆者注:小  
説が映画化された場合、小説を「原著作  
物」と呼び、映画を「二次的著作物」と  
呼ぶ)を短縮する要約を含む。

この「要約」とは、「原著作物に依拠  
して作成され、その内容において、原著作  
物の内容の一部が省略され又は表現が短縮  
され、場合により叙述の順序が変更されて  
はいるが、その主要な部分を含み、原著作  
物の表現する思想、感情を表現しているも  
の」をいう。

著作物といえる程の内容を含む記事  
であれば、直接の文章表現上は、客観的報  
道であっても、収集した素材の中から選択  
された素材の内容、量、構成等により、少  
なくともその記事の主題についての、著作  
者の好意、批判、情報価値に対する評価  
などの思想、感情が表現されている。した  
がって、そのような記事の主要な部分を含  
み、その記事の表現している思想、感情と  
主要な部分において同一の思想、感情を  
表現している要約は、元の記事の翻案に当  
たる。原著作物に依拠して直接外国語で要  
約が作られた場合も同様である。

要約がへたなせいでわかりにくかったか  
もしれませんね。でも、争点とならなかつ  
たので仕方ありませんが、この判決が、ま  
ずX新聞記事のどの点に著作物性が認めら  
れるのかを議論した上で、Y社の記事と比  
較検討を行う必要があったとしたら、もっ  
と、要約しやすい判決文になっていたと思  
うのですけど。

#### 勝敗の背景

訴訟記録自体を検討したわけではありま  
せんので、推測部分が含まれることをまず  
お断りします。

Y社の記事の末尾には「Ref.」(筆者  
注:Reference=参照)という表示があ  
り、X新聞社の新聞名と日付及び頁数が表  
示されていました。Y社は、前述のように  
自社の記事の情報ソースはX新聞記事だけ  
ではなく、X新聞社以外の新聞も「参照」  
として挙げている場合もあるとの反論をし  
ました。しかし、X新聞社は、そもそも自  
社の新聞のみが参照されているY社の11個  
の記事のみを選んで本件訴訟で問題としま  
した。そのため、Y社は、問題とされた記  
事において他の情報ソースを具体的に挙げ  
ることができませんでした。

そうしますと、訴訟上問題となった11個  
の記事については、Y社は、X新聞記事の  
みに依拠して、自社の記事内容の信用性を  
確保していたことになってしまいます。そ  
うしますと、少なくともこの11個の記事に  
ついては、細かい理屈は抜きにしても、X  
新聞記事に「ただ乗り」したY社はけし  
らんじやないかという発想に導きやすくな  
るわけです。

しかも、X新聞社がY社に対して請求し  
た損害賠償金は9,900円でした。9,900万  
円ではありません。X新聞記事の使用料は  
1個の記事につき、少なくとも900円はす  
るとして11個の記事の著作権侵害として  
9,900円の請求をしたのです。裁判所とす  
れば、著作権侵害の有無さえ判断すれば損  
害論で苦勞しなくても良い訴訟でした。裁  
判所としても素朴な考えでX社を勝たせや  
すい事案であったといえましょう<sup>10)</sup>。

#### まとめ

以上からおわかりかと思いますが、「新  
聞、雑誌などの時事報道は、著作権法の  
解釈として自由に利用できないのが原則だ」  
と考える方が適切です。

質問にあったように、仮に“自分で電話、ファックス、電子メールなどで事実確認をとって自分なりの言葉で書いている”としても、前記判決事案のようにその作業の甘い利用記事を狙い撃ちして新聞社が訴えを起こした場合、防御は難しいでしょう。

では、どうしたらいいの？

まず、「私的使用」、即ち「著作物を個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」は原則自由です（著作権法30条）。したがって、新聞記事などが著作物に当たるとしても、私的使用であれば現在のところ著作権侵害にはなりません。しかし、ホームページ上で公開して使用することは、私的使用の範囲を超えることとなります<sup>[10]</sup>。

ではどうしたらいいでしょう？。

文章の簡略化の方法には、「要約」のほかに「抄録」があります。要約は「著作物の内容がほぼ感得できる程度に簡約化したもので、既存の著作物を読む代わりに読まれる程度のもの」をいい、「抄録」とは「著作物をごく短く短縮したもので、著作物の紹介、索引を目的とする」ものです<sup>[10]</sup>。「要約」をこのように定義するならば、それが「翻案」に当たり著作権を侵害する（私的使用などの著作物を自由に利用できる場合を除き）ことは前述のとおりですが、「抄録」は、原著物にとって代わるものではなく、あくまでもその存在を知らしめるに過ぎないから、著作権侵害にならないのが通例です。ですから、この「抄録」の限度にしておくというのが一番無難でしょう。

ただし、これにも落とし穴があります。個々の記事についての著作権侵害はなくとも、新聞の紙面構成自体も「編集物に対する著作権」として保護されています（ウ

脚注

【10】興味のある方は、判決文の全文を読んでもらいたいです。解釈論部分は納得のいく内容ですが、事実認定部分は、結論を先取りしたおおよっぱなものであり、疑問が残る部分もあります。

また、本件テーマを深く勉強されたい方は、中島徹「個々の新聞記事の著作権侵害を認定した事例」（判例時報1506号201頁）およびこの判例評論で紹介されている文献を読まれるとよいでしょう。

【11】（筆者のつまらぬ想像である当事者の声）

このような判決文を読むとき、つい、当事者の次のような声が聞こえてきます（あくまでも、筆者の体感にもとづく筆者の想像）。

原告（X新聞社）の声：「先生、これ見て下さい」（Yの記事を示す）「うちの新聞記事を勝手に英訳して商売している会社があるんですよ」「やつらも、そのまま英訳するのは、さすがに気がとがめたんでしょね。『てにをは』や文章の順番を多少変えてますけど」「私ら、雨の日も風の日も、時には取材先に嫌味も言われ、現場で苦労して取材したうえで記事を書いているんですよ」「こんな他人のふんどしで相撲を取るようなことをされたんではたまったもんじゃありません」「お金の問題じゃないです。先生何とかしてください...」

被告（Y社）の声：「先生、X新聞社から、こんなもんが来ました」（警告書または訴状を示す）「うちは別にX新聞社の記事だけを参考にして、記事を作っているわけじゃないのにひどいです。もっとも、\*\*新聞や\*\*新聞は記事に主義主張が混じって使いにくいんで、X新聞社の記事を主に利用していたのは事実ですけど...。ちゃんとお世話になったX新聞の名前も紹介して宣伝してやったのに...」「だいたいですね。いったん記事になってしまった事実は、できるだけ多くの市民に迅速にかつ広く知らせることが社会のためです。これを新聞社に独占させるべきではないです」「確かにうちのサービスは有料ですけど、翻訳に金がかかるんですよ...」

訴訟とは、どちらにもそれなりの言い分があるものです。

【12】細々と個人の楽しみで（当然無料で）テーマごとの新聞記事の要約を集めたデータベースを公開したからと言って、いちいち新聞社が文句を言うとはあまり予想されませんけど...

【13】文化庁「最新版著作権法ハンドブック1990」132頁。

【14】「エヴァンゲリオン」の画像掲載についてのガイドライン

([http://www.gainax.co.jp/news\\_eva/copyright.html](http://www.gainax.co.jp/news_eva/copyright.html)) 参照。

オール・ストリート・ジャーナル事件、東京地裁平成5年8月30日判決）。したがって、その日の新聞に掲載された記事のすべてを紹介することは、この「編集物に対する著作権」を侵害することになります。

何だか憂鬱になってきますね。でも「情報の自由な流通」の大切さはもちろんですけど、新聞社も商売で新聞を作っているわけですから、「ただ乗り」して自分だけ儲けることを考えるのは都合がよすぎるのかも知れません。もっとも、個人が細々と楽しんでやっていることに仮に新聞社が介入してきたとしたら、そのときは戦わなければ仕方がないでしょうね。本当は、新聞社が記事利用に際しての合理的なガイドラインを示して、どこまでは無料でやってよいかを皆に知らせるべきなんですよ<sup>[10]</sup>。

e-mail  [ip-law@impress.co.jp](mailto:ip-law@impress.co.jp)

皆様からの質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)